

#### 4 郵送による技能講習の申込み、技能講習通知書の交付及び技能講習修了証明書の交付

申請者（郵送希望者）

京都府警察ホームページ又は各警察署の生活安全課で技能講習の開催日を確認する。

受講講習申込みの予約を電話で申し込む。

京都府警察本部生活安全企画課許可等事務審査室（電話075-451-9122）に電話をして、技能講習の予約をしてください。

※ このとき、担当者に技能講習の申込みの郵送を希望する旨を伝えてください。

技能講習受講申込書等を管轄警察署に郵送する。

(必要書類等)

技能講習受講申込書1通、写真1枚、受講手数料14,000円、  
返信用封筒（郵送に必要な額の郵便切手を貼付）

(留意事項)

- 1 技能講習受講申込書、記載例は京都府警ホームページに掲載されています。
- 2 技能講習受講申込書1通に必要な事項を記載してください。
- 3 受講申込書に写真1枚を貼付してください。
- 4 返信用封筒は、郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、申込者の住所、氏名を宛名に記載してください。
- 5 納付書により手数料14,000円を金融機関等で支払い、  
①領収日付印のある納付済証部分  
②技能講習受講申込書1通  
③返信用封筒（郵送に必要な額の郵便切手を貼付）  
を、**申込期日**までに管轄警察署に届くように郵送してください。
- 6 期間内に申込書が管轄警察署に到達しない場合は、技能講習が受講できない場合があります。

技能講習修了（合格）

技能講習修了証明書の郵送を希望する方

(必要書類等)

簡易書留用封筒

(留意事項)

- ① 技能講習修了証明書の簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、申込者の住所、氏名を宛名に記載した封筒を管轄警察署に郵送してください。
- ② 技能講習修了証明書の大きさはA4判です。

技能講習修了証明書が届く。

管轄警察署から簡易書留により技能講習修了証明書が届きます。

※管轄警察署は、申請される方の住所地を管轄する警察署になります。